

平成 22 年 12 月 21 日
金融庁・財務省・経済産業省

本邦金融機関、国際協力銀行及び日本貿易振興機構等の連携による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化について

中堅・中小企業のアジア地域等への進出（輸出を含む。以下同じ。）支援については、これまでも日本政策金融公庫等を通じた資金繰り支援策を始め、各般の施策を講じてきたところですが、今般、新成長戦略の趣旨を踏まえ、関係者間の協議により、今後、本邦金融機関（地域金融機関等をいう。以下同じ。）、国際協力銀行（J B I C）及び日本貿易振興機構（J E T R O）等が概要以下のような連携を行うことにより、中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化を図ることを決定致しました。

1. 情報提供・相談面での支援

- (1) ①本邦金融機関が J E T R O の国内及びアジア拠点に職員を派遣する、
②本邦金融機関と J E T R O が相互に情報共有を図る等、J E T R O と本邦金融機関が連携して、中堅・中小企業及びその現地法人に対し情報提供・相談等の支援を行う。
- (2) J B I C が、本邦金融機関の把握した顧客ニーズ等を踏まえ、海外の地場金融機関等との間で覚書（MOU）を締結した上で、当該地場金融機関等内の日系企業担当窓口（ジャパンデスク）に本邦金融機関が職員を派遣する等、J B I C と本邦金融機関が連携して、中堅・中小企業の現地法人に対し情報提供・相談等の支援を行う。

2. 資金供与面での支援

中堅・中小企業の現地法人が地場金融機関等から融資を受け易くする観点から、J B I C と本邦金融機関が連携して、① J B I C は地場金融機関等に融資等を行い、②本邦金融機関は地場金融機関等に保証等を供与する。

（注 1）ファイナンス（融資、保証等）のあり方を含め、今後詳細については、更に、関係者間で検討を行っていくこととする。

（注 2）本邦金融機関は、必要に応じて、日本政策金融公庫(中小事業部)、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、中小企業基盤整備機構、在外日本人商工会議所等とも連携する（海外において商談会等の開催も可能）。